

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

規 則

○福島県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則 二五

告 示

○結核予防法による指定医療機関を廃止した旨届出があった件 二五

○大規模小売店舗立地法による新設の届出があった件 二五

○患者又は疑似患者の発見について届出があった件 二五

○国土調査法による基本調査を実施する件 二五

○保安林の指定をする予定である旨通知があった件三件 二五

○保安林の指定をする予定である件 二五

○道路の区域を変更する件三件 二五

○道路の供用を開始する件 二五

規 則

福島県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年四月十三日

予備試験を実施する件 二九

○一般競争入札を行う件 二九

○液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律により公開による聴聞を行う件 二九

○産業廃棄物処理施設等変更事前協議書の提出があったので公告する件 二九

○障害者自立支援法により指定自立支援医療機関を指定した件 二九

○障害者自立支援法により指定相談支援事業者を指定した件 二九

○福島県公安委員会 福島県選挙管理委員会 福島県選挙管理委員会 する件二件 三〇

○個人演説会等を開催することができるとして指定した旨報告があった件 三〇

正 誤 三〇

○平成十九年三月三十日付け号外第二十四号中 三〇

福島県規則第四十五号

福島県立職業能力開発校条例施行規則の一部を改正する規則

福島県立職業能力開発校条例施行規則(昭和四十四年福島県規則第百十四号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「第二十条」を「第十九条」に改める。

第十三条第一項中「第十条の第二項」を「第十一条第一項」に改める。

第十四条を削り、第十五条を第十四条とする。

第十六条中「被免除者」を「授業料の免除を受けた者(以下「被免除者」という。)」に改め、同条を第十五条とし、第十七条から第二十条までを一条ずつ繰り上げる。

第九号様式中「(密)密(密)」を「(密)密(密)」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の福島県立職業能力開発校条例施行規則第十三条第一項の規定により提出されている授業料免除申請書に添付する書類については、改正後の福島県立職業能力開発校条例施行規則第十三条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

福島県告示第二百八十八号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定による指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨、次のとおり届出があった。

平成十九年四月十三日

名 称	所 在 地	開 設 者	福 島 県 知 事	佐 藤 雄 平	廃 止 年 月 日
医療法人薄井小児科内科医院	須賀川市池上町一三三	医療法人薄井小児科内科医院	平成一九年一月一七日		
福島県立リハビリテーション飯坂温泉病院	福島市飯坂町字原口三番地	福島県	同		三月三一日
福島県立猪苗代病院	耶麻郡猪苗代町大字千代田字中島二六番地の二	同	同		

(健康衛生領域医療看護グループ)

福島県告示第二百八十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、大規

福島県知事 佐藤 雄平

模小売店舗の新設について次のとおり届出があった。なお、当該届出及び同条第二項に規定する添付書類を平成十九年四月十三日から同年八月十三日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び郡山市商工労政部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。
平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
サンキ郡山店 郡山市大槻町字前畑十六番地ほか
- 二 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - 1 大規模小売店舗を設置する者
名称 株式会社アベントーラコーポレーション
代表者の氏名 代表取締役社長 齋藤 雅彦
住所 郡山市土瓜一丁目百九十五番地の二
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者
名称 株式会社三喜
代表者の氏名 代表取締役 八木下 眞司
住所 千葉県柏市中央町二番八号
- 三 大規模小売店舗の新設をする日
平成十九年十二月三日
- 四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
二千五百八十八平方メートル
- 五 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 1 駐車場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 百台
 - 2 駐輪場の位置及び収容台数
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 収容台数 七十四台
 - 3 荷さばき施設の位置及び面積
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 面積 八十一平方メートル
 - 4 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(一) 位置 別紙図面のとおり
(二) 容量 十六立方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(一) 開店時刻 午前十時
(二) 閉店時刻 午後九時

2 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前九時三十分から午後九時三十分まで

3 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(一) 数 三か所
(二) 位置 別紙図面のとおり

4 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前九時から午後九時まで

七 届出年月日
平成十九年四月二日

（「別紙図面」は、省略し、その図面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）
（商工総務領域商業まちづくりグループ）

福島県告示第二百九十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第十三条第一項の規定により、家畜が患畜又は疑似患畜となったことの発見について次のとおり届出があった。
平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

病名	畜種	患畜及び疑似患畜の区分	発見頭数	発見の場所	発見年月日	摘要
ヨーネ病	牛	患畜	一頭	双葉郡	平成十九年四月三日	命令殺
ヨーネ病	牛	疑似患畜	二頭	福島市	平成十九年四月三日	再検査

（生産流通領域衛生飼料グループ）

福島県告示第二百九十一号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第二条第一項第二号に規定する基本調査を次のとおり実施する。
平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 国土調査として指定された年月日
平成十九年三月二十九日

二 調査を実施する者の名称
福島県

三 調査地域
福島県

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第二十七条第二項の規定により国土交通大臣が刊行した五万分の一の地形図の只見（福島県の区域に限る。）の図幅内の地域調査期間
 平成十九年四月十三日から平成二十年三月三十一日まで
 （農村整備領域農地管理グループ）

福島県告示第二百九十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 南相馬市鹿島区上栲窪字浜井場一〇〇・一〇二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇一、字宮後九五・一〇一・一〇二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、九七、一〇四、栲窪字石崎三三、三三

二 指定の目的
 水源のかん養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福島県農林水産部森林業領域治山対策グループ及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 （森林業領域治山対策グループ）

福島県告示第二百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 相馬郡新地町駒ヶ嶺大沢北一の一三五
- 二 指定の目的
 水源のかん養
- 三 指定施業要件

- 1 立木の伐採の方法
 (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、新地町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林業領域治山対策グループ及び新地町役場に備え置いて縦覧に供する。）
 （森林業領域治山対策グループ）

福島県告示第二百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。
 平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 相馬市山上字並木三四一の一、字新留野一、五、六、一一、一三の一

二 指定の目的
 土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林業領域治山対策グループ及び相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）
 （森林業領域治山対策グループ）

福島県告示第二百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
 平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所
 双葉郡富岡町大字上手岡字大木戸川原三の四、六の五、六の一三、一〇八の三、一

- 八の八二、一〇八の八四、一〇八の八五、一一五の三
- 二 指定の目的
土砂の流出の防備
- 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができない立木は、富岡町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業領域治山対策グループ及び富岡町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

(森林林業領域治山対策グループ)

福島県告示第二百九十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県中建設事務所で平成十九年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
		変更前	変更後		
一般国道 一一八号	須賀川市西川字辰ノ口 八七番地先から 同 市稲字境五三番 一地先まで	A	A	一一・二〇	二八〇・〇
		B	A	九・五〇	二八〇・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百九十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路

企画グループ及び福島県南会津建設事務所で平成十九年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前後	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 四〇一号	南会津郡南会津町古町 字新坂七三五番四地先 から 同 郡同 町古町 字新坂七三五番三一地 先まで	A	九・〇〇	一一〇・〇
		B	七・〇〇	五五・五
同 郡同 町古町 字新坂七三五番三五地 先から	同 郡同 町古町 字新坂七三五番三五地 先から	C	六・〇〇	一一三〇・二
		D	一一・〇〇	一、二三五・六
同 郡同 町古町 字新坂七三五番三一地 先から	同 郡同 町古町 字新坂七三五番三一地 先から	E	三八・〇〇	一八四・四
		F	六三・〇〇	

南会津郡南会津町古町 字新坂七三五番四地先 から	同 郡同 町古町 字新坂七三五番三一地 先まで	同 郡同 町古町 字新坂七三五番三五地 先から	同 郡同 町白沢 字下ノ原八〇番地先ま で	同 郡同 町古町 字新坂七三五番三五地 先から	同 郡同 町白沢 字上ノ原一五八番地先 まで	同 郡同 町古町 字新坂七三五番三一地 先から	同 郡同 町古町 字新坂七三五番三五地 先まで
変 更 後							
A		B		D		E	
九・〇 五四・〇		七・〇 一六・〇		一一・〇 二八・〇		三八・〇 六三・〇	
一一二〇・〇		五五・五		一、一三五・六		一八四・四	

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県東北建設事務所平成十九年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	区 間	変更前 変更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
			五・五	

県道飯坂 桑折線	福島市飯坂町湯野字蟹 屋敷一三番一地从先 同 市飯坂町東湯野字 橋本一〇番二地先まで	変更前	九・〇	一、一六七・六
	変更後	九・〇 二九・〇	一、一六七・六	

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第二百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県東北建設事務所平成十九年四月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 の 期 日
県道飯坂桑折線	福島市飯坂町湯野字蟹屋敷一三番一地从先 同 市飯坂町東湯野字橋本一〇番二地先まで	平成一九年 四月一三日

(道路領域道路企画グループ)

公 告

公告第九十二号

平成十九年度福島県職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 試験を実施する職種
獣医師

二 試験期日

平成十九年五月十一日（金）

三 受験申込受付期間

平成十九年四月十六日（月）から同年五月七日（月）まで

四 受付窓口及び問い合わせ先

福島県保健福祉部保健福祉総務領域総務企画グループ（福島市杉妻町二番十六号）
電話（〇二四）五二一七二二九）又は福島県農林水産部農林総務領域総務予算グループ

プ(福島市杉妻町二番十六号 電話(〇二四)五二一七三九一)

(人事領域人事グループ)

公告第百九十三

平成十八年事業所・企業統計調査における名簿データチェックに係る電子計算機処理業務委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号。以下「施行令」という。)第六十七條の六第一項及び福島県財務規則(昭和三十九年福島県規則第十七号。以下「財務規則」という。)第二百四十六條第一項の規定により公告する。

平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 入札に付する事項

- 1 件名及び予定数量 平成十八年事業所・企業統計調査における名簿データチェックに係る電子計算機処理業務 一式
- 2 業務の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 契約締結日から平成二十年三月二十五日まで
- 4 履行場所 仕様書による。

二 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

施行令第六十七條の四の規定に該当しない者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

三 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書を次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認の申請をすること。

なお、平成十九年五月二日(水)午後五時までに当該申請を行わなかったときは、当該資格が与えられない場合がある。

郵便番号九六〇一八六七〇 福島県福島市杉妻町二番十六号

福島県企画調整部情報統計領域統計調査グループ

電話〇二四一五二一七四一四七

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 三に掲げる場所に同じ。

2 入札説明会の日時及び場所 平成十九年四月二十四日(火)午後一時三十分 福島県自治会館五階福島県企画調整部統計調査グループ事業所・企業統計調査審査会場(福島県福島市中町八番二号)

3 入札及び開札の日時及び場所 平成十九年五月十七日(木)午後一時三十分 福島県庁西庁舎十二階第二会議室(福島県福島市杉妻町二番十六号)

4 その他 郵便による入札は、不可とする。

五 入札保証金及び契約保証金

1 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額の百分の三以上の額の入札保

証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百四十九條第一項各号に該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。

2 契約保証金 落札者は、契約金額の百分の五以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第二百二十九條第一項各号に該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

六 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、封印した入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に關し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

七 入札の無効

二の入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札説明書において示す入札に關する条件等に違反した入札は、無効とする。

八 その他

1 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

3 契約書作成の要否 要

4 その他 詳細は、入札説明書による。

(情報統計領域統計調査グループ)

公告第百九十四号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第四百十九号。以下「法」という。)第九十條第二項の規定により、次のとおり公開による聴聞を行う。

平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 聴聞の期日

平成十九年四月二十日(金) 午後二時

二 聴聞の場所

郡山市麓山一丁目一番一号 福島県郡山合同庁舎南分庁舎二階第四会議室

三 聴聞の内容

有限会社山一ガス(旧有有限会社ハウスセンター不動産企画)は、不正の手段により法第三條第一項の登録を受けたこと及び法第二十七條第三項に違反したことにつき、法第二十六條第三号及び第七号の規定により液化石油ガス販売事業の登録を取り消すことについて

公告第九十五号

福島県産業廃棄物処理指導要綱(平成二年福島県告示第三百三十八号)第十条第一項の規定に基づき産業廃棄物処理施設等変更事前協議書の提出があったので、同条第六項の規定により、次のとおり公告する。
平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

一 設置等予定者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社平和物産 代表取締役 吉田 一郎

福島県須賀川市南町一二九番地

二 産業廃棄物処理施設等の設置等予定地区

福島県須賀川市小倉字牡丹平地内

三 産業廃棄物処理施設等の種類

産業廃棄物指定処理施設(汚泥、廃酸、木くず、動植物性残さ及び動物のふん尿の堆肥化施設) 二基

四 産業廃棄物処理施設等の処理能力

一〇〇立方メートル毎日(二十四時間)

六〇立方メートル毎日(二十四時間)

(環境保全領域産業廃棄物対策グループ)

公告第九十六号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十四条第二項の規定により、指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。
平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

名称	所在地	指定年月日	自立支援医療の種類	指定する診療科名	主として担する医師又歯科医師
株式会社司生堂薬局	福島市大町四一六	平成一九年四月一日	育成医療更生医療	調剤	/
白河調剤薬局	白河市横町八七一―二	同	同	同	/
さくら薬局横町店	同 市横町一一七	同	同	同	/

(県民安全領域消防保安グループ)

さくら薬局白河中央店	同 市道場小路九一―九	同	同	同	/
さくら薬局新白河店	西白河郡西郷村字下前田東五一―大松ビル二階	同	同	同	/
すずらん薬局	会津若松市宮町六―四	同	同	同	/
真宮薬局	同 市真宮新町北一一―一四	同	同	同	/
トリム薬局山鹿店	同 市本町一一三五	同	同	同	/
ファーマライズ薬局飯盛店	同 市中島町六一―一	同	同	同	/
蔵まち薬局	喜多方市字長面三〇八六	同	同	同	/
ひので薬局	同 市字永久七七―五一一	同	同	同	/
ファーマライズ薬局泉店	福島市泉字泉川三―二一	同	同	同	/
ファーマライズ薬局大町店	同 市大町七一―一	同	同	同	/
ファーマライズ薬局鎌田店	同 市鎌田字原際七七	同	同	同	/
ファーマライズ薬局北沢又店	同 市北沢又字成出二四―五	同	同	同	/

コスモ調剤薬	しのぶ薬局	有限会社たま かわ薬局	医療法人社団 徹心会西若松 矯正歯科クリ ニック	うえの歯科医 院	ひのき薬局	有限会社すこ やか薬局	喜多方店 そうごう薬局	津若松店 さくら薬局会 津若松店	医療法人育慈 会訪問看護ス テーションい わしな	ファーマライ ズ薬局御町店
福島市永井川字	西白河郡矢吹町 本町二二五	石川郡玉川村大 字小高字中綴一 八―七	会津若松市材木 町一―五―三三 吉田ビル二階	喜多方市字原田 三六二―一	会津若松市東千 石一―二―二九	耶麻郡猪苗代町 字古城町六六― 二	喜多方市関柴町 上高領字広面六 五七―一〇	会津若松市湯川 町一―六二	西白河郡西郷村 大字米字西原三 ―五	同 市鎌田字御 町二―一
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同	同	調剤	同	同	同	同	同	同	同	同
			吉田 徹	同	同			調剤	訪問看護	
				同						

		福島県立会津 総合病院	クオール薬局 喜多方店	きりふや薬局	あおば薬局	財団法人大原 総合病院附属 大原医療セン ター	只見店 あいあい薬局 只見店	福島県厚生農 業協同組合連 合会白河厚生 総合病院	有限会社十字 堂薬局	局永井川店
		会津若松市城前 一〇―七五	喜多方市松山町 村松字北原三六 四三―五	伊達郡川俣町字 鉄炮町七六	同 市南矢野目 字鼓原一八―一 八	福島市鎌田字中 江三三	南会津郡只見町 大字長浜字唱平 二三―二	白河市横町一― 四	南会津郡南会津 町田島字中町甲 三九四八―一	北谷地八―一
		同	同	同	同	同	同	同	同	
		更生医療	同	同	同	同	同	同	同	
免疫	心臓脈管 外科	整形外科	同	同	調剤	心臓脈管 外科	調剤	腎臓	同	
黒沢 正喜	渡邊 正明	佐藤 勝彦				萩原 賢一		喜屋武 淳		

あい山鹿薬局	医療法人社団 ときわ会会津 クリニック	町の薬局扇 町店	わかば薬局	旭町店	サトウフア マシー薬局	医療法人西会 西病院	公立相馬総合 病院	薬局マツモト キヨシエスバ ル福島店	公立藤田総合 病院	医療法人平心 会須賀川病院	アイランド薬 局東作店
同	同 市新横 町一―二六	会津若松市扇町 三一	双葉郡双葉町大 字長塚字町四七 ―三	同 市原町区 旭町三一―二三	同 南相馬市鹿島区 横手字町田二―	同 双葉郡浪江町大 字権現堂字下柳 町六	同 相馬市新沼字坪 ヶ迫一四一	同 福島市栄町一―	同 伊達郡国見町大 字塚野目字三本 木一四	同 市丸田町 一七	同 市東作一 四六―一八
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
育成医療	更生医療	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
調剤	腎臓	同	同	同	調剤	腎臓	整形外科	調剤	同	整形外科	同
	玉木 信					尾澤 康彰	大垣 守		堀川 哲男	津田 謙矢	

地域生 き	地域生 活支援 センター やぶ き	地域生 活支援 センター 吹町鍋内八 三	地域生 活支援 センター いな わしろ	地域生 活支援 センター 代町大字長 田字西五十 滝三九六七 ―一	地域生 活支援 センター わしろ	所 援事業 相談支 援事業 会	福島市 社会福 祉協議 会指定	福島市 社会福 祉協議 会指定	福島市 社会福 祉協議 会指定	事業所 の名称	事業所 の所在地	事業者 の名称	事業者の主 たる事務所 の所在地	指定年月日	サービス の種類	サービスの 主たる対象 者
双葉郡浪江		西白河郡矢 吹町鍋内八 三	耶麻郡猪苗 代町大字長 田字西五十 滝三九六七 ―一	社会福 祉法人 福島県 社会福 祉事業 団	社会福 祉法人 郷村大字小 田倉字上上 野原五番地 三	社会福 祉協議 会	社会福 祉法人 福島市 社会福 祉協議 会	社会福 祉法人 福島市 社会福 祉協議 会	社会福 祉法人 福島市 社会福 祉協議 会	福島市 社会福 祉協議 会	福島市森合 町一〇番一 号	社会福 祉法人 福島市 社会福 祉協議 会	福島市森合 町一〇番一 号	平成一九年 四月一日	相談支援	身体障害者 知的障害者 障害児 精神障害者
同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
同		同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同

公告第九十七号
 障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第三十二条第一項の規定により、
 指定相談支援事業者を次のとおり指定した。
 平成十九年四月十三日

福島県知事 佐藤 雄平

横田泌尿器科	町四―二五	更生医療
福島市野田町六 一六―一三	同	同
同	同	腎臓
同	同	横田季世士

（自立支援領域障がい者支援グループ）

「ゆう・ ゆう」	ライフ サポー トセン ター 地	同 市常 磐下船尾町 東作五一番 地	社会福 祉法人 育成会	同 市常 磐下船尾町 東作五一番 地	同	同	知的障害者 障害児 精神障害者
い わ き 母 子 訓 練 セ ン タ ー	い わ き 市 平 馬 目 字 馬 目 崎 五 二 番 地	同 市常 磐下船尾町 東作五一番 地	社会福 祉法人 育成会	同 市常 磐下船尾町 東作五一番 地	同	同	知的障害者 障害児
指 定 相 談 支 援 事 業 所	白 河 市 関 辺 引 目 橋 三 四 番 六	同 市常 磐下船尾町 東作五一番 地	社会福 祉法人 育成会	同 市常 磐下船尾町 東作五一番 地	同	同	知的障害者 障害児
さ ぎ な み 学 園	西 白 河 郡 西 郷 村 大 字 小 田 倉 字 大 清 水 三 八 九 番 地 五	同 市常 磐下船尾町 東作五一番 地	社会福 祉法人 育成会	同 市常 磐下船尾町 東作五一番 地	同	同	知的障害者 障害児
相 談 支 援 事 業 所	二 本 松 市 安 達 ヶ 原 一 丁 目 二 八 四 番 地 一	同 市常 磐下船尾町 東作五一番 地	社会福 祉法人 育成会	同 市常 磐下船尾町 東作五一番 地	同	同	知的障害者 障害児
セ ン タ ー	二 本 松 市 安 達 ヶ 原 一 丁 目 二 九 一 番 地 一	同 市常 磐下船尾町 東作五一番 地	社会福 祉法人 育成会	同 市常 磐下船尾町 東作五一番 地	同	同	知的障害者 障害児
活 支 援 セ ン タ ー な み	町 大 字 加 倉 字 今 神 七 八	同 市常 磐下船尾町 東作五一番 地	社会福 祉法人 育成会	同 市常 磐下船尾町 東作五一番 地	同	同	知的障害者 障害児

あ さ か あ す な る 荘	郡 山 市 安 積 町 大 森 町 七 〇 一	社 会 福 祉 法 人 安 積 愛 育 園	郡 山 市 安 積 町 笹 川 字 経 坦 二 八 番 地	同	同	知 的 障 害 者 障 害 児
相 談 支 援 双 葉 事 業 所	双 葉 郡 富 岡 町 大 字 大 菅 字 蛇 谷 須 七 九 番 地	社 会 福 祉 法 人 福 島 県 福 祉 事 業 協 会	双 葉 郡 富 岡 町 大 字 大 菅 字 蛇 谷 須 七 九 番 地	同	同	身 体 障 害 者 知 的 障 害 者 障 害 児 精 神 障 害 者
相 談 支 援 相 馬 事 業 所	南 相 馬 市 原 町 区 金 沢 字 割 田 二 二 八 番 地	同	同	同	同	同

(自立支援領域障がい者支援グループ)

福島県公安委員会

福島県公安委員会公告第5号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定により、警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成19年4月13日

福島県公安委員会委員長 栗野 章

1 講習の区分、期間及び日時並びに場所

(1) 区分

ア 法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「雑踏・交通誘導警備講習」という。）

イ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務に係る講習（以下「運搬警備講習」という。）

(2) 期間及び日時

ア 雑踏・交通誘導警備講習

イ 期間 6日間

イ 日時 平成19年6月4日（月）から同月11日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 運搬警備講習

イ 期間 6日間

(4) 日時 平成19年10月10日(水)から同月17日(水)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 場所 福島県青少年会館(福島県福島市黒岩字田部屋53番5)
電話024-546-8311

2 受講定員 各講習30名

3 受講対象者 警備業務の区分に応じ、次の(1)から(5)までのいずれかに該当する者であること。

(1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

(2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者

(3) 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(以下「旧1級検定」という。)(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した者

(5) 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(以下「旧2級検定」という。)(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

4 受講申込手続等

(1) 受講申込手続

受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、福島県内の各警察署に備え付けの受講申込書に必要な事項を記入し、写真(6か月以内に撮影した無帽、無背景の正面の顔写真で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)1葉をばり付け、住所地を管轄する警察署(福島県外に住所を有する者については、福島県内の最寄りの警察署)に提出すること。

なお、郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(2) 添付書類

(1)の受講申込書には、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める書類を添付すること。

ア 3の(1)に掲げる者 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを証明する警備業者等の作成に係る書面及び履歴書 各1通

イ 3の(2)に掲げる者 当該警備業務1級の検定に係る合格証明書の写し 1通

ウ 3の(3)に掲げる者 当該警備業務2級の検定に係る合格証明書の写し及び継続して1年以上当該警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

エ 3の(4)に掲げる者 旧1級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る旧検定規則第8条に規定する合格証(以下「合格証」という。)の写し 1通

オ 3の(5)に掲げる者 旧2級検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証の写し及び継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していることを証明する警備業者等の作成に係る書面 各1通

(3) 受講申込みの受付期間

ア 雑踏・交通誘導警備講習

平成19年5月7日(月)から同月9日(水)までの午前9時から午後5時まで

イ 運搬警備講習

平成19年9月5日(水)から同月7日(金)までの午前9時から午後5時まで

なお、各講習とも受講申込みの先着順に受講者を決定し、受講者の数が定員に達したときは、その後の申込みについては、受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(4) 講習内容及び修了審査

講習は、警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについて、38時間行うものとし、各講習の最終日に修了審査(五枝択一式問題が40問で、試験時間が100分間のもの)を実施する。

(5) 受講手数料

ア 金額 38,000円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。

なお、既納の受講手数料は、返還しない。

(6) その他

ア 受講者は、講習初日の午前8時30分までに1の(3)に掲げる場所に集合し、受付を済ませること。

イ 受講に際しては、筆記具を持参すること。

5 講習の委託先

社団法人福島県警備業協会(福島県福島市中町4番20号 みんゆうビル401号)
電話024-523-4911

6 講習についての問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話024-522-2151 内線3026又は3027

(生活安全企画課)

福島県公安委員会公告第6号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号の規定により、警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成19年4月13日

福島県公安委員会委員長 栗野章

1 講習の区分、期間及び日時並びに場所

(1) 区分

ア 法第2条第1項第1号に規定する警備業務に係る講習（以下「施設警備講習」という。）

イ 法第2条第1項第2号に規定する警備業務に係る講習（以下「雑踏・交通誘導警備講習」という。）

ウ 法第2条第1項第3号に規定する警備業務に係る講習（以下「運搬警備講習」という。）

エ 法第2条第1項第4号に規定する警備業務に係る講習（以下「身辺警備講習」という。）

(2) 期間及び日時

ア 施設警備講習

(ア) 第1回

a 期間 4日間

b 日時 平成19年5月15日（火）から同月18日（金）までの午前9時から午後5時まで

(イ) 第2回

a 期間 4日間

b 日時 平成19年7月17日（火）から同月20日（金）までの午前9時から午後5時まで

(ウ) 第3回

a 期間 4日間

b 日時 平成19年8月30日（木）から同年9月4日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 雑踏・交通誘導警備講習

(ア) 第1回

a 期間 2日間

b 日時 平成19年5月28日（月）から同月29日（火）までの午前9時から午後5時まで

(イ) 第2回

a 期間 2日間

b 日時 平成19年6月25日（月）から同月26日（火）までの午前9時から午後5時まで

後5時まで

(ウ) 第3回

a 期間 2日間

b 日時 平成19年9月20日（木）から同月21日（金）までの午前9時から午後5時まで

ウ 運搬警備講習

(ア) 期間 2日間

(イ) 日時 平成19年10月2日（火）から同月3日（水）までの午前9時から午後5時まで

エ 身辺警備講習

(ア) 期間 2日間

(イ) 日時 平成19年7月2日（月）から同月3日（火）までの午前9時から午後5時まで

(3) 場所

福島県青少年会館（福島県福島市黒岩字田部屋53番5）

電話024-546-8311

2 受講定員

(1) 施設警備講習 各回90名

(2) 雑踏・交通誘導警備講習 各回90名

(3) 運搬警備講習 30名

(4) 身辺警備講習 30名

3 受講対象者

平成17年11月21日現在において、警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）による改正前の法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証（以下「旧資格者証」という。）の交付を受けている者

なお、旧資格者証は、平成19年11月21日に失効することとなるので、注意すること。

4 受講申込手続等

(1) 受講申込手続

受講を希望する者（以下「受講希望者」という。）は、福島県内の各警察署に備え付けの受講申込書に必要事項を記入し、写真（6か月以内に撮影した無帽、無背景の正面の顔写真で、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの）1葉をはり付け、旧資格者証の写しを添えて、住所地在を管轄する警察署（福島県外に住所を有する者にあつては、福島県内の最寄りの警察署）に提出すること。

なお、郵送による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。

(2) 受講申込みの受付期間

ア 施設警備講習

(ア) 第1回 平成19年4月16日（月）から同月20日（金）までの午前9時から午後5時まで

(イ) 第2回 平成19年6月4日（月）から同月8日（金）までの午前9時から午後5時まで

- 後 5時まで
- (ウ) 第3回 平成19年 7月 9日 (月) から同月13日 (金) までの午前 9時から午後 5時まで
- イ 雑踏・交通誘導警備講習
- (フ) 第1回 平成19年 4月23日 (月) から同月27日 (金) までの午前 9時から午後 5時まで
- (イ) 第2回 平成19年 5月14日 (月) から同月18日 (金) までの午前 9時から午後 5時まで
- (ウ) 第3回 平成19年 8月 6日 (月) から同月10日 (金) までの午前 9時から午後 5時まで

ウ 運搬警備講習

- 平成19年 9月 3日 (月) から同月 5日 (水) までの午前 9時から午後 5時まで
- イ 身辺警備講習
- 平成19年 5月21日 (月) から同月23日 (水) までの午前 9時から午後 5時まで

なお、各講習とも受講申込みの先着順に受講者を決定し、受講者の数が定員に達したときは、その後の申込みについては、受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(3) 講習内容及び修了考査

講習は、警備業務の区分に応じた専門的な知識及び技能に関することについて、施設警備講習にあっては23時間、雑踏・交通誘導警備講習及び運搬警備講習にあっては14時間、身辺警備講習にあっては10時間行うものとし、各講習の最終日に修了考査（五択択一式問題が14問で、試験時間が35分間のもの）を実施する。

(4) 受講手数料

- ア 金額
- (イ) 施設警備講習 23,000円
- (ロ) 雑踏・交通誘導警備講習 14,000円
- (ハ) 運搬警備講習 14,000円
- (ニ) 身辺警備講習 10,000円
- イ 納付方法

福島県収入証紙により、受講申込書提出時に納付すること。
なお、既納の受講手数料は、返還しない。

(5) その他

ア 受講者は、講習初日の午前 8時30分までに1の(3)に掲げる場所に集合し、受付を済ませること。

- イ 受講に際しては、筆記具を持参すること。
- 5 講習の委託先

社団法人福島県警備業協会（福島県福島市中町 4番20号 みんゆうビル401号）
電話024-523-4911

- 6 講習についての問い合わせ先

郵便番号960-8686 福島県福島市杉妻町 2番16号
福島県警察本部生活安全企画課
電話024-522-2151 内線3026又は3027

(生活安全企画課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十六号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百六十一条第三号に規定する施設として次の施設を指定した旨、桑折町選挙管理委員会から報告があった。

平成十九年四月十三日

福島県選挙管理委員会

委員長 新 妻 威 男

指定年月日	指定施設の所在地	指定施設の名 称	指定施設の管 理 者	聴衆席の面積	聴衆席収容見込人員数
平成一九年三月二九日	桑折町大字上郡字弁慶二〇番地	桑折町民体育館	桑折町長	九四〇平方メートル	一〇〇〇人
平成一九年三月二九日	桑折町大字上郡字林泉寺前一番地	桑折町民第二体育館	桑折町長	七六一平方メートル	八〇〇人

正 誤

ページ	段 行	正	誤
-----	-----	---	---

○平成十九年三月三十日付け号外第二十四号中

三	上	後ろから一四	附則第四項の規定	附則第四項の改正規定
---	---	--------	----------	------------